

設計・建築業関係者の皆様へ

協会名変更に伴うビル防火戸(通則的認定防火設備)の防火証紙の扱いについて

2020年12月1日

一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会(以下「旧協会」)は、令和2年12月1日に一般社団法人建築改装協会と合併し、一般社団法人建築開口部協会(以下「新協会」)となり、新協会が旧協会の行ってきた通則的認定防火設備の運用を継承することになりました。

これにより、12月1日以降、防火証紙は新旧何れの協会名のものも有効になりますので、ご留意願います。

なお、ビル防火戸の通則的運用は、協会に工事登録されたもののみとされていますので、あわせてご理解のほどよろしくお願いいたします。(2018年12月21日、2019年2月18日ホームページ掲載「ビル防火戸の工事登録の運用の詳細」参照)

新協会名のビル用防火証紙例
一般社団法人建築開口部協会



旧協会名のビル用防火証紙例
一般社団法人カーテンウォール・防火開口部協会



<新旧何れの協会名のものも有効です>